

○地方労働審議会令（抄）（平成13年9月27日政令第320号）

（部会）

- 第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
 - 3 前項の委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。
 - 4 第2項の臨時委員うち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
 - 5 部会に部会長をおき、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。
 - 6 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
 - 7 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員または臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
 - 8 審議会は、その定めるところにより、部会（その部会長が委員であるものに限る。）の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（最低工賃専門部会）

- 第7条 家内労働法第21条第1項の規定により審議会におかれる専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
 - 3 最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。
 - 4 前条第5項から第8項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

（議事）

- 第8条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の3分の2以上又は労働者関係委員（労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。）使用者関係委員（使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。）及び公益関係委員（公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。）の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 3 前二項の規定は、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

（庶務）

- 第9条 審議会の庶務は、当該都道府県労働局において処理する。

（雑則）

- 第10条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、平成13年10月1日から施行する。